
種別 : 団体等
法人名 : 株式会社メディアフラッグ

質問1：ストックオプション会計基準に含まれることに関する質問

意見：同意できません。

理由：権利確定条件付き優勝新株予約権を付与する取引は、有価証券を公正価値で購入する取引であり、報酬としての性格は無いと認識しております。購入後、業績が向上し、株価上昇に伴いキャピタルゲインを得られる状態となったとしても、それは購入した新株予約権自体の価値の上昇であり、新たな報酬の付与という考え方には当てはまら無いと考えられます。

質問2：会計処理に関する質問

意見：同意できません

理由：既に企業会計基準適用指針第17号があるため不要と考えます。

質問3：注記に関する質問

意見：同意できません

理由：権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として受取理付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員に給付する意図はなく、ストックオプション会計基準第2項(4)に定める報酬に該当しない。したがって、権利確定条件付き有償新株予約権はストックオプション会計基準の適用対象でないため、同意できません。

以上